



広報

川越

—No. 458 —

7月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤瀧二

■編集 企画財政部企画課

交通事故

死者、3か月連続全国一

埼玉県 ついに非常事態を宣言



死亡事故にブレーキを!

今年の四月から「交通事故死全國一」という深刻な状態が続いている埼玉県では、六月十九日、ついに非常事態宣言を出しました。これは、県民総ぐるみで交通事

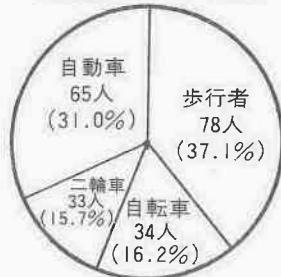
故の絶滅に取り組もうとするもので、八月三十一日まで「いのちを守る交通ルール」をスローガンに、強力な運動を展開することにしています。

六月二十五日現在、埼玉県の交通事故による死者総数は二百十人、に達し、昨年同期より二十九人、

この人数は、大阪百九十七人、神奈川百九十六人、愛知百九十二人

率にして一六%も増えています。

死者210人の内訳



二百十人の死者を状態別にみると、左のグラフのとおりです。
人などを大きく引き離して全国一位でしたから、これで三ヶ月間連続の記録ということになります。

歩行者の事故
五六歩も増加

このうち歩行者は、昨年同期の五十人から七十八人へと、五六十人以上も増加しています。
また、年齢別にみると、六十歳以上のお年寄りが二十八人から四十四人へと、五七・一割の大幅増になっています。

このほか、時間帯別では昼間の事故が、違反別ではスピード違反による事故が急増しています。

一方、川越市内の交通事故による死者は、六月二十八日現在五人で、昨年同期の八人より三人減っています。しかし、県内の増加傾向などからみても、今後多くなる危険性は十分にあります。市民一人人が交通ルールをきちんと守って、これ以上尊いのちを失わないように心がけたいものです。

納期のごあんない

今月は、固定資産税・都市計画税第2期分と、国民健康保険税第2期分の納期です。

7月31日までに納めましょう。



主な内容

県が交通事故の非常事態を宣言

1P

福祉年金などの受給者に6千円の臨時ボーナス、新しい印鑑制度

2~3P

③、水道料金が改正

4~5P

児童手当増額、吸い込み下水槽の補助金、テントを無料貸出し、

6~7P

仮称西清掃センター試運転開始、私の文化財紹介ほか

8~9P

表通り裏通り

ちょうちん祭り、川越市環境モニター勢ぞろい

10~11P

国民年金の話ほか、青年教養講座、母と子の料理教室、市立図書館の案内、スポーツ教室、3か月児検診、3歳児検診ほか

12P

こんにちは奥サマ、くらしのカレンダー、短歌

23日(日)は歩行者広場



* 地図は23日(日)の
催し物紹介。

7月
20日
25日

百万燈ちようちん祭り

—文 通 趨 制 —

の地域への車両乗り入れ禁止

午後 7 時～9 時

=午後1時～9時

行者広場は雨天でも

行。今年から新しく

（六）門牌多由市

お、催し物について
変更もあります。

市環境モニター勢ぞろい 期待される今後の活躍

田中 2-5-1
— 星期六 (24岁)

書から守り 新しい価値を
えて、子供たちに引き渡し

「モニターになり勉強開始」
など強く言いたい

国民年金の話

号外
特例納付

7月1日からスタート 分割納付もOK

国民年金の保険料を何年も前にさかのばつて納めることができます。特例納付。この特例

納付は、すでに7月1日から始まり、昭和55年6月30日までの2年間に限り実施されます。

今日は、この制度を利用できる具体的なケースについてお話しします。

現在45歳の人の場合

国民年金では、60歳までに25年間以上保険料を納めると老齢年金が支給されます。

現在45歳の人は、これから60歳まで保険料を納めると、加入期間は15年間しかなく、25年に10年足りません。そこで、この特例納付が利用できるわけです。

つまり、まだ時効になつていません。2年分の保険料は、その当時の保険料で納め、残り8年間は特例納付保険料（1ヶ月400円）をこの制度実施中に一括または分割で納めれば、将来、年金がもらえるようになります。

現在64歳の人の場合は、どの年金制度にも加入したことのないAさん（大正3年7月10日生まれ、「64歳」の場合）

老齢年金をもらうための保険料納付期間は、原則として25年間以上ですが、年齢に応じて（明治44年4月2日から昭和5年4月1日）

現在45歳の人は、これから60歳まで保険料を納めると、加入期間は15年間しかなく、25年に10年足りません。そこで、この特例納付が利用できるわけです。

つまり、まだ時効になつていません。2年分の保険料は、その当時の保険料で納め、残り8年間は特例納付保険料（1ヶ月400円）をこの制度実施中に一括または分割で納めれば、将来、年金がもらえるようになります。

現在64歳の人の場合は、どの年金制度にも加入したことのないAさん（大正3年7月10日生まれ、「64歳」の場合）

老齢年金をもらうための保険料納付期間は、原則として25年間以上ですが、年齢に応じて（明治44年4月2日から昭和5年4月1日）

現在45歳の人は、これから60歳まで保険料を納めると、加入期間は15年間しかなく、25年に10年足りません。そこで、この特例納付が利用できるわけです。

つまり、まだ時効になつていません。2年分の保険料は、その当時の保険料で納め、残り8年間は特例納付保険料（1ヶ月400円）をこの制度実施中に一括または分割で納めれば、将来、年金がもらえるようになります。

現在64歳の人の場合は、どの年金制度にも加入したことのないAさん（大正3年7月10日生まれ、「64歳」の場合）

老齢年金をもらうための保険料納付期間は、原則として25年間以上ですが、年齢に応じて（明治44年4月2日から昭和5年4月1日）

現在45歳の人は、これから60歳まで保険料を納めると、加入期間は15年間しかなく、25年に10年足りません。そこで、この特例納付が利用できるわけです。

つまり、まだ時効になつていません。2年分の保険料は、その当時の保険料で納め、残り8年間は特例納付保険料（1ヶ月400円）をこの制度実施中に一括または分割で納めれば、将来、年金がもらえるようになります。

現在64歳の人の場合は、どの年金制度にも加入したことのないAさん（大正3年7月10日生まれ、「64歳」の場合）

老齢年金をもらうための保険料納付期間は、原則として25年間以上ですが、年齢に応じて（明治44年4月2日から昭和5年4月1日）

移動図書館

大東公民館に

7月20日(木)午前10時30分から

11時30分まで、移動図書館が大東公民館前にやってきます。

なお、借りられる本の数は、世帯の人数に3を掛けた冊数まで。

約1か月間、お好きな図書が借りられます。

本を借りるには、住所や学校、会社などを証明できるものを持参し、申込書に記入するだけです。

これで、1回2冊、2週間まで、希望する本がすぐに借りられます。

広報川越

昭和53年7月10日発行

市立図書館の案内



利用法と図書コーナー

★図書館の利用法

市立図書館は日曜日もやっています。——最近、市立図書館に今

日は休みですか」とか「何時までやっていますか」という問い合わせが多くあります。そこで、図書館の利用法や休館日などについてお知らせします。

市立図書館は、どなたでも利用できますが、本の貸し出しは市内に住んでいるか、市内の学校・会社などに通っている人に限られています。

年始です。日曜日は開館日。ただし、月末の館内整理日、そして祝祭日・年末休館日は毎月曜日と毎月末の休館日は毎月曜日と毎月末の休館日になります。

開館時間は、休館日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。

市立図書館は、郭町1-18、(22)559(交通)川越駅東口発神明

現在45歳の人の場合

国民年金では、60歳までに25

歳まで保険料を納めると老齢年金が支給されます。

現在45歳の人は、これから60歳まで保険料を納めると、加入期間は15年間しかなく、25年に10年足りません。そこで、この特例納付が利用できるわけです。

つまり、まだ時効になつていません。2年分の保険料は、その当時の保険料で納め、残り8年間は特例納付保険料（1ヶ月400円）をこの制度実施中に一括または分割で納めれば、将来、年金がもらえるようになります。

★

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

